

浄土 monthly JŌDO

2023 June
vol.89
no.974

令和5年6月1日発行
昭和10年5月20日創刊(種家宗賢没後)

法 然 上 人 鑽 仰 会

令和5年

通巻974号

浄

土

敬

寺院紀行

東京・芝 観智院 真山 剛

新連載

『選択本願念仏集』講義余話「選択」の「発見」 阿満利磨

特別寄稿

善光寺びんずる尊者の受難 若麻績享則

法然上人鑽仰会

浄土

2023/6月号 目次

カラーグラビア=寺院紀行 東京・芝 観智院	真山 剛	1
寺院紀行 東京・芝 観智院	真山 剛	6
ぶつぶつ放談 対話型AIソフト ChatGPTの可能性と浄土宗 その2 今岡達雄 鶴飼秀徳 小路竜嗣		12
仏教おススメ書籍 「ヤンキーと住職」ほか	原口弘之	21
特別寄稿 善光寺びんずる尊者の受難	若麻績享則	22
寺々刻々③① 仏像の「身代わり」と地域文化財保護	鶴飼秀徳	26
新連載 『選択本願念仏集』講義余話「選択」の「発見」... 阿満利磨		30
林海庵・開教奮闘記⑩ 宗教法人設立(上)	笠原泰淳	34
漫画「浄土宗のお祖師様」三祖良忠上人②①	ぐんじまん	39
あなたもお寺のCIO⑭ ChatGPTほんとの活用方法... 小路竜嗣		42
微風吹動 南極観測隊のこと	名和清隆	46
原稿募集企画 48字でつづる「私と法然上人」.....	編集部	50
編集後記		52
心に響く言葉③	長谷川岱潤	表2



表紙題字=中村康隆元浄土門主

表紙絵=貞林院瑞正寺二十五世 林錦洞「樹」金文文字

アートディレクション=近藤十四郎

宗教法人設立(上)

開教奮闘記

林海庵開山上人

笠原泰淳



かさはら たいじゅん

昭和三十三年東京生まれ。慶応大学経済学部卒。日本通運(株)に入社、八年勤務し浄土宗東京教区貞源寺の故藤木芳清師に師事。佛教大学に学び、浄土宗僧階取得。東京教区心光院に約十年勤務。平成十四年「林海庵」を設立。翌年、同寺が浄土宗寺院として承認され住職となる。現在、浄土宗開教振興協会副理事長。

東京都多摩市に新たな拠点を確保することができた。中古の家屋に改修工事を加え、新寺としてスタートする。平成十七年のことだ。

翌十八年の十一月二十五日に開山落慶法要を厳修した。

拝読した表白は以下の通り。

開山落慶法要表白

謹み敬つて、極樂教主阿弥陀如来、本師釈迦牟尼仏、十方三世一切の諸仏諸菩薩、浄土教三国伝灯諸大祖師、高祖光明善導大師、宗祖円光大師法然上人および血脈系譜の諸大徳の宝前に申して白さく。

静かに惟れば、輪廻四生のあいだ、人の身を受くること極めて稀なり。就中仏法に出遇い、究竟の大乗、浄土の教門に縁（えにし）を結ぶことを得たるは、これ幸いの極みなり、ほとけ大慈悲の賜物なり。

加うるにありがたきかな、浄土宗国内開教施策の先鋒を勤むべしとの命を受け、平成十三年末よりその任に当たる。浄土宗宗務庁・東京教区および八王子組諸大徳より絶大なるご理解ご支援を賜り、また檀信徒各位のお心こもる浄財を頂き、本日ここに、林海庵開山落慶の吉日を迎う。

当庵は、多摩市初の浄土宗寺院にして、念仏弘通の大道場なり。堂宇、大伽藍たらずといえども、わが勇猛の志は天に届くべし。

仰ぎ願わくは、十方三世一切の諸仏諸菩薩、これを照鑑護念して諸々の障礙なく、僧伽吉祥、自利利他の願いをともに成満せしめ給わんことを。林海庵開警泰淳、敬つて白す。

狭い本堂・客間に約六十名の道俗を迎え、すし詰めの状態であった。それまでの歩みを知っている檀信徒のなかには、感極まって涙を流される方もいた。

この日は十一月の第四土曜日。通常であれば月例のお念仏の会の日に当たると。お念仏の会の参加者の方々の熱意が核となって、新寺開山へとつながった。それを記念するためにこの日程を選んだのだ。

直前に知った。この日は奇しくも、法然上人のお身柄が東京にお下がりになられる日であったのだ（三年後の平成二十一年に大本山増上寺に圓光大師堂が竣工し、お身柄はここに祀られることになる）。開山落慶法要から祝賀会と目の回るような一日であったが、幾たびか、（法然上人のお身柄は新幹線で移動されると聞いているが、今どのあたりにおられるだろうか）と思ったのを覚えている。

祝賀会では来賓からお言葉を頂戴した。袖山榮眞浄土宗東京事務所長、浄土宗開教振興協会理事長（当時）は、

「ここに、（新寺建立という）起こり得ないこと

が起きました。これが阿弥陀さまのお力であることに疑いはありません。」

と言つて祝つて下さった。生涯忘れ得ない思い出である。

また当時の宗務庁職員、総合研究所、東京教区、東京教区八王子組、またご寄付を寄せて下さった諸大徳、檀信徒には、いくら言葉を尽くしても感謝し切れない。

さて、新寺開山は成った。開教寺院として次の課題は何か——宗教法人の設立である。

宗教活動を行うこと自体は自由である。憲法第二〇条に宗教の自由が保障されている。宗教団体を作ったり、宗教活動をするのに届出も許可もいらない。

だが、単なる宗教団体から法人格を得て宗教法人になることによって、大きなメリットが得られ

るのだ。

第一は、社会的信用である。

林海庵開山後まもなく、多摩市の仏教会を訪れた。すでに浄土宗から正式な寺院認証を受けていたので、「仏教会に入会させて下さい」とお願いに上がったのだ。当時の会長は、

「法人格はお持ちですか？ えっ、まだ？ それでは法人格を取ってからまたおいでなさい。」

にこやかな笑顔でこう言われた。文字通りの門前払いだ。法人格の壁が目の前にドーンと立ちはだかった瞬間だった。

法人格をもつことによる第二のメリットは、税法上の優遇措置を受けられるということだ。

実は、法人格がなくてもかなりの範囲で優遇を受けられる。税法上の「人格なき社団」という扱いを受けることによって、布施収入に税金がかからなくなるのだ。ただし、寺が収益事業を行えば当然課税対象となるし、法人では課されない固定

資産税は非法人にはかかってくる。

宗教法人になれば、固定資産税は非課税、預金利息も非課税（わずかな金額だが）となる。

社会的信用と税の優遇。

だが、それらよりもはるかに大切なのが、寺院の財産を法人の名義にできるということだ。これが、第三にして最大のメリットである。土地・本堂・御本尊・（もしあれば）銀行預金……。法人格がない、ということはこれらの財産が個人名義であることを意味する。実際に、林海庵の土地建物の登記は当初、笠原個人の名義であった。

ふだんの寺院活動の中では、建物が個人名義であろがなかるうが、行事も行えるし法務もできる。あまり関係はない。だが、どうしても法人でなければならぬ場合がある。それは、住職を次の代に引き継ぐときだ。

非法人であって、もし住職が死亡すれば、本堂や土地・建物は個人の相続財産ということになる。

檀信徒からすれば、「住職さんと私たちの礼拝施設」と思っていたものが、突然第三者の手に渡りかねないのだ。場合によっては宗教活動も停止されるであろう。もしそうなれば、それまでの住職の努力も水泡に帰す。

したがって、宗教法人の設立は開教寺院の必須のステップとなる。

宗教法人設立を所轄するのは、一部を除いて都道府県庁である。所轄庁に対して三年間ほどの実績を報告しなければならぬ。つまり、最低三年間は待たないと、法人の認証を受けられないのだ。私が初めて都庁を訪れたのは、まだ賃貸マンションで活動していたときだ。宗務庁の開教担当の主任が同行してくれた。

主任はいきなり強気の構えであった。

「そもそも、法人格をすぐに認証しないというあなた方（都庁）がおかしい。あなた方は我々の宗

教活動を妨害しているのですよ。」

都庁の担当者は不意をつかれたのか、顔を赤らめて、

「……いや、それは誤解です。私たちはあなた方の味方なのですよ。」

と声を荒げた。

このやりとりには象徴されているのだが、法人認証の業務は、行政による宗教活動への介入と紙一重なのだ。次回詳しく書くが、どうみても「この団体は安全で信用できるのか」を見極めていようにはかみえない。もし信用できると判断できれば「それならば法人格を与えてやるぞ」といわんばかりなのだ。

そもそも宗教法人法の精神は、宗教団体に法人格を与えることによってその団体（礼拝施設）と宗教活動を保護することにある。厳しい審査にパスした団体だけに法人格を認めて上げよう、というのではおかしいのである。